

琉球大学学術リポジトリ

SDGs と観光の関係

— 沖縄県北部, 世界自然遺産地域 (やんばる) における電気バス・エコツーリズム —

メタデータ	言語: ja 出版者: 国際地域創造学部 経営プログラム 公開日: 2023-01-25 キーワード (Ja): SDGs, GSTC, 持続可能な観光, 沖縄県北部 (やんばる), 世界自然遺産 キーワード (En): 作成者: 宮国, 薫子 メールアドレス: 所属: 琉球大学国際地域創造学部
URL	https://doi.org/10.24564/0002019609

SDGs と観光の関係

— 沖縄県北部、世界自然遺産地域（やんばる）における電気バス・エコツーリズム —

Relationships Between SDGs and Tourism

Through the Development of Ecotourism Using Electric Bus in World Heritage Sites in Northern Okinawa (Yambaru)

宮国薫子*

Kaoruko Miyakuni

2015年に国連のSDGs (Sustainable Development Goals)が採択された。SDGsが様々な分野で研究され取り組まれているが、観光の分野においても、観光がSDGsの達成にどのように貢献できるかの議論が活発になっており、観光とSDGsの関係が模索されている。2021年7月に、奄美大島、徳之島、沖縄県北部、西表島、が世界自然遺産に認定された。沖縄県北部では、電気自動車を用いたエコツーリズム事業が開始され、2020年から、環境省や沖縄県自然保護課、一旅行会社が主体となって、SDGsを基に作成されたGSTC (Global Sustainable Tourism Council)の持続可能なデスティネーション基準をもとに観光の自主ルール構築に取り組んできた。本稿では、SDGsと観光について概観し、その取り組みについて紹介し、持続可能な観光開発が、国連のSDGs達成にどのように貢献できるかを、明らかにすることである。

キーワード：SDGs, GSTC, 持続可能な観光, 沖縄県北部（やんばる）, 世界自然遺産

I. はじめに

国連は、2015年に、持続可能な開発目標（SDGs）を採択した。SDGsとは、2030年までに、貧困や不平等の解消、温暖化や自然環境悪化（環境破壊）の軽減、平和と正義の実現をめざして持続可能に開発していこうという目標を包括的に設定したものである。SDGsは、17の目標と、それらに対応した169の具体的なターゲットで構成されている。国連は、これらの目標を2030年をめどに達成すれば、持続可能でより良い世界に転換することができるだろうとしている。

* 琉球大学国際地域創造学部 准教授, 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

(2022年9月30日受理)
Management Program @ GRS University of the Ryukyus

SDGs は、様々な分野で推進していくことが可能であるが、観光の分野においても、観光政策や観光産業、観光と自然とのかかわりが SDGs 達成にどのように貢献できるかが議論されてきている。特に、2017 年には、「持続可能な観光の国際年 2017」として数々の国際会議が行われ、SDGs と観光との関係についての研究が盛んになってきている。国連は、2019 年に「Sustainable Development Goals – Journey to 2030」を出版し、SDGs と観光との関連を、国連加盟国の取り組み状況、世界の観光産業の SDGs に関する動向、持続可能な観光を援助する資金的なシステムの 3 つの観点から説明している。

本章では、この報告書より、世界の観光関連産業がどのように SDGs に貢献しているのかについて明らかにする。そして、沖縄県北部、世界自然遺産地域における SDGs の取り組みを、2021 年 3 月に立ち上げられた電気バス・エコツーリズム事業を中心とした地域の自主ルール形成について紹介し、SDGs と観光との関連を明らかにする。

研究方法は、Tourism and the Sustainable Development Goals-Journey to 2030¹ の精読と筆者が関わったプロジェクトの描写、プロジェクト関係者とのパーソナルコミュニケーション、地域のステイクホルダー 3 名のインタビューである。

はじめに、持続可能な開発目標 (SDGs) 設定の歴史的背景、および開発のための「持続可能な観光の国際年 2017」における世界的な展開と SDGs 達成に向けた世界の最新動向について概説する。次に、沖縄県北部の世界自然遺産地域をとりあげ、自主ルール形成について紹介し、観光と SDGs との関連について明らかにする。

1. 持続可能な開発 (SDGs) 目標設定の歴史的背景

国連は、2000 年に、SDGs の前身である MDGs (Millennium Development Goals) を採択した。MDGs は、世界的な貧困の撲滅と気候変動の緩和、自然環境の持続可能性を目指す 8 つの目標と 21 のターゲットから構成されており、主に南の発展途上国に焦点を当てていた。MDGs では、よりよい世界を築くための世界的な目標を体系的に示し、いくつかの開発途上国を貧困から解放するなど、一定の成果が得られた。しかし、それらの目標の多くは、途上国だけではなく、先進国も含めて世界中で達成すべき目標であり、全世界的に取り組まなければ解決できないものであったことから、目標のほとんどは達成されないままに終わったと言える。

MDGs では、持続可能な開発目標が、南の発展途上国のみ焦点をあてていたのに対して、2015 年に採択された SDGs では、持続可能な開発を北の先進国も含めてより拡大して実行していこうとすることに、大きな違いがある。SDGs が全世界を対象にしたことは、昨今、世界の課題として浮上してきた気候変動の緩和やそれに対する対処方法を全世界で探求する必要があることや、目標を達成するために世界的なパートナーシップの確立が必要であり、世界的な問題解決に実現性が高いことを示している。また、MDGs においては、持続可能な開発目標と「観光」との関連性が特に明記されていなかったが、SDGs においては、17 の目標下にある 169 のターゲットの中に、「持続可能な開発」と「持続

可能な観光（Sustainable Tourism）」とのつながりを明記した箇所が多数、含まれている。このことから、観光がSDGs達成に重要な位置を占めていることがうかがわれる。

II. 持続可能な開発目標・指標(SDGs)と観光との関連

観光がSDGsに貢献できることを示すために、Tourism and the Sustainable Development Goals - Journey to 2030 が（「2030年への道 - 観光とSDGs」）が、2017年にUNWTOによって出版された。この報告書には、SDGsの達成を可能にする手段として、観光が、持続可能な開発の全ての分野に大きな影響をもたらすと記している。なぜなら、観光は、新型コロナウイルスが猛威をふるう2020年以前まで、世界のGDPの10%、サービスや輸出の30%、10人に1人の雇用をもたらし、世界経済に大きな影響を与えており、多くの地元産業と繋がりをもつ裾野の広い産業だからである。

観光が世界を、より良い方向に変えるほどの大きな潜在的な力を有しているという確信のもとに、国連第70回総会は、2017年を「持続可能な開発のための観光の国際年」と決定した。この記念すべき年は、国や地方自治体、民間事業者や地域住民を含む全てのステイクホルダーが協働し、観光を通して、世界経済を上向きにし持続可能な開発に貢献させることについて、広く世界中に周知させるために設定された。Journey to 2030では、観光がSDGsに大きく分けて以下の5つの分野で、貢献できると記している。

1. 持続可能な経済成長
2. 社会的にすべての人々を含むこと、雇用の確保、貧困の軽減
3. 資源の効果的な活用、環境保全と気候変動への取り組み
4. 文化的な価値や多様性、自然や文化遺産の保護
5. 平和と安全の確保

持続可能な観光は、現在と将来にわたる経済的、社会的、自然環境への影響を考慮し、訪問者や産業、地域の自然や文化、地域住民の要求にこたえるべきものとされている。また、SDGsの17の目標の各々のターゲットに明記されているように（表1参照）、観光は、SDGsの指標8「働きがいも経済成長も」や指標12の「つくる責任、つかう責任」、指標14の「海の豊かさを守ろう」と、直接対応している。それに加えて、観光の多方面への関係や影響を考えると、SDGs17のSDGs「パートナーシップで目標を達成しよう」は、全ての指標に関係することが言える。



図1 SDGs の構成要素一覧

2015年に出版された「2030年への道 - 観光とSDGs」は、SDGsと観光の関係性について述べており、SDGsに関する知識を蓄積することをその目的としている。さらに、加盟各国がSDGsに合わせて政策や取り組み方を構築し、持続可能な観光を促進するのに必要な活動ができるよう、観光のステイクホルダーを応援するために作成されている。また、この報告書は3つの章から構成されており、第一章は国連加盟各国におけるSDGsの取り組みを定期的に報告するVNRレポート（Voluntary National Review）について、第二章はSDGs達成における観光産業の取り組みについて、第三章はSDGs達成のための資金のシステムについて述べている。

「2030年への道 - 観光とSDGs」の第一章は、64か国のVoluntary National Report（VNR）を通して、観光とSDGsの繋がりを可視化し、2030年までにSDGsをどのように進めていけばよいかを具体的に示している。国連加盟国は、2016年と2017年に、持続可能な発展をテーマとした国連最高政治フォーラム（HLPF）にVNRを提出した。それとともに、各国の進むべき道を示した8つのMAPS（Mainstreaming, Acceleration and Policy Support）（途上国における観光の捉え方や、SDGsを加速する道具としての観光分野の分析）と60に及ぶ多国籍企業のCSR活動が報告された。

2017年には、43か国がVNR（2016年は21件）を提出した。2016年と2017年のVNRでは、各国におけるSDGs達成への取り組みや、各国のSDGs達成の方策における観光の重要度が確認された。特に、観光そのものが各国のVNRの中で語られているかが描写されている。さらに、SDGsと関連づけられている観光の機会や課題が、人々や地球、平和や繁栄、パートナーシップの観点から描写されている。

2016年と2017年における64件のVNRのうち、19件のVNRが途上国から提出され、45件のVNR

が先進国から提出された。SDGsの実行のためには、各国におけるSDGs取り組みのための組織の枠組みが重要であるが、その体制は、国によって異なっている。VNRを提出した24ヶ国は、今ある組織の枠組みを強めようとして段階を踏んでいるが、33ヶ国は、SDGs達成のために新しい協力機構をもうけている。また、33ヶ国では、SDGsを達成することを、大統領や首相などが率いる最高の組織にゆだねている。その他7ヶ国でSDGsを管理し協働する国の機関をもうけている。

観光は、全てのSDGsにおける目標を達成する大変影響力のある分野であると記されており、41件（全体の64%）のVNRにおいて、観光について明記されている。観光には、大きく分けて機会と課題がある。観光の機会としてとらえられているものに、SDGs 8（働きがいも経済成長も）がある。観光は成長や雇用をもたらすとして観光産業のみならず、それが波及する様々な産業の観点から描写されており、27ヶ国のVNRでみることもできた。一方、課題としてとらえられているものには、SDGs 1（貧困をなくそう）やSDGs 4（質の高い教育を皆に）があげられる。これらの課題を解決するためには、観光産業の取り組みや、国際的な資金援助のしくみが必要となってくる。第三章では、この観光産業のとりくみについて、「2030年への道 - 観光とSDGs」より詳細に紹介する。

III. 観光企業のとりくみ

「2030年への道 - 観光とSDGs」の第二章では、民間企業のSDGsを達成するための現在の活動が記されており、宿泊業から交通、ツアーオペレーターにわたる大規模な観光業（60企業）のCSR活動をもとに、企業が貢献できることを指摘している。

観光産業の中には、SDGsに対応して現在と未来における企業戦略や活動を計画している企業もあれば、SDGsの活動そのものをコアとする企業活動に含め、現在の市場における価値創造の根幹にしている企業もある。プライスウォーターハウスのレポート（2015年）によると92%の企業と33%の市民がSDGsの内容を認知している。企業や市民は、SDGsを国が取り組むべきことだと認識しているが、71%の企業がSDGsに関して何らかの活動をはじめており、41%が2020年までに経営戦略や事業活動にSDGsをとりいれている。大規模な観光業では、全日空ホテルグループやマリOTTインターナショナルが社会貢献活動（CSR）をSDGsに沿ったものになっている。これらの動きは、SDGsの達成に大変有意義であるが、PwCの調査によると、60企業のうち13%の企業だけが、SDGsへの貢献度を測定する道具を有していると報告している。よって、観光産業が、SDGsの達成度を測ることのできる共通の方法や産業の指標（ベンチマーク）を構築することが強く望まれる。

この報告書では、200万人を超える従業員を有し、年間4,200億USドルの利益を有する観光産業（宿泊業、交通業、ツアーオペレーターや旅行業社など60社）のCSR報告書を分析している。これらの企業のCSR活動は、54種類のタイプに分類されており、そのうち50の活動については、UNWTOの調査による「観光とMDGs」から引用されている。54種類の活動は5つに分類できる。

1. ビジネス業務 (通常の業務における活動と従業員の訓練)
2. 地域の共同体へのサポート (地域の共同体へ資する活動)
3. サプライヤーとの関係 (持続可能なサプライチェーンの構築)
4. 顧客サービス (標準以上の顧客の健康と安全への配慮)
5. ステイクホルダーの参加 (計画段階における決断や報告段階における参加促進)

さらに、これらのCSR活動は、観光の経済的な影響、社会的な影響、自然環境への影響、その他それらの複合的な影響(キャパシティビルディング、顧客サービス、ステイクホルダーやサプライヤーの参加促進)に関連させている。そのうえで、これらのCSR活動は、観光に関連する67のSDGsターゲットに関連付けられている。

60社のCSR報告書(各観光産業につき20社)を分析したところ、競争力をもつことと利益を上げることの両方が、全ての観光産業において持続可能性の鍵となり、社会や自然環境に共同の利益をもたらすことになる。

観光産業におけるCSR活動は、社会的な貢献が34%、自然環境への貢献が33%ということが報告されており、経済面やその他複合的な面では、あまり報告されていない。観光の経済波及効果はよく知られているが、観光が地域経済にもたらす影響を明らかにすることと観光の関連産業が、地域内での流通をより高めることが、これからの課題である。UNWTOやITC、WTOも、観光のバリューチェーンの重要性や、持続可能な発展に貢献する観光の複合企業や横断的な事業活動の可能性を指摘している。

提出されたVNRの中で、64か国中41か国が観光をSDGs8(働きがいも経済成長も)、SDGs12(つくる責任・つかう責任)SDGs17(パートナーシップで目標を達成しよう)の関係で述べていた。また、MAPSレポートにおいて、途上国は持続可能な観光が、その直接的な効果と、他の産業への波及効果から、SDGsの目標達成を加速させるものであると捉えていた。

VNRレポートでは、持続可能でない消費や生産の仕方、自然資源を適切に管理できてないことやごみの増加などの、観光における課題をSDGs11(住み続けられるまちづくりを)、SDGs12(つくる責任・つかう責任)、SDGs14(海の豊かさを守ろう)の関係でとらえていた。しかしながら、VNRレポートでは、持続可能な観光を推進しようとする可能性は、経済の不安定性や自然災害、気候変動、生物多様性の喪失、世界や地域の安全保障などの外的な様々な危機によって抑制されるだろうと懸念されている。それらの危機は、特に、SDGs8(働きがいも経済成長も)、SDGs11(住み続けられるまちづくりを)、SDGs13(気候変動に具体的な対策を)、SDGs15(陸の豊かさを守ろう)、SDGs16(平和と公正をすべての人に)などの目標に関係すると報告されている。ここからは、観光産業を、観光に直接関連する観光産業としての宿泊業、交通業、旅行業に関して詳しく紹介する。

a. 宿泊業 —世界を視野に活動し、地域に影響をもたらす

宿泊業(ホテル・民泊・シェアリングエコノミー)が排出する二酸化炭素は、冷房や暖房、その他の顧客のための設備の稼働によって排出されており、全産業の1%、観光産業では、20%を占めている。宿泊業のCSR活動は、タオルの再使用やエネルギー消費型電球の設置で良く知られている。宿泊業は、観光地に存在することから、観光産業の中でも、最も地元へ貢献できる産業だと言われている。「Journey to 2030」では、調査した企業60社のうち90%が空気や水、騒音などにおいて、公害を減らすことに貢献しているとされている。また多くの企業が二酸化炭素や水、危険な化学物質のモニタリングを行っているおり、90%の企業が持続可能な観光を推進するために、エコラベルを使用している。そして、90%以上の会社が、汚染の量を測定していると報告しているが、実際は、行われていないという。エネルギー節約のスイッチシステムやソーラーシステムなどは、計量することが比較的可能なので、エネルギー節約の量が計量できるようになれば、より持続可能な観光に貢献できるだろう。また、90%の企業が、経済的に直接効果をもたらす従業員の訓練に力を注いでいると報告している。そして、100%の企業が、上記で述べたような様々なCSR活動を支援するUNグローバルコンパクトの賛同者になっている。UNグローバルコンパクトが標榜している世界の貧困についての知識の拡散・性的搾取の阻止、地域への責任ある投資については、世の中であまり認知されておらず、宿泊業がこれらの分野に参画することによって、これらの課題についての情報を拡散でき、持続可能な開発に影響を及ぼすことができるだろうと述べられている。

b. 交通業 - 安全でよりグリーンな観光を望む

交通業とは、航空業を中心として、他の全ての交通にたずさわる産業をさす。交通業は、世界中で100万人を雇用し、2,400億USドルの利益をあげている。にもかかわらず、世界の二酸化炭素の3%しか排出していない。そのうち、航空業は、2.5%から3.5%をしめ、観光業の中では最も高いとされている。自動車が0.65%を占めている。これらの産業は、省エネを主にCSR活動として行っている。しかしながら、現在、行われている省エネは、観光客の増加についていっていない。様々な効果的な方策が行われてはいるが、観光が盛んになればなるほど、全体的に二酸化炭素の排出が増える傾向にある。よって、交通産業には、自然環境に優しく、社会に貢献する、より先進的で革新的なビジネスモデルが必要とされている。今、求められていることは、技術の進歩による課題解決とともに、移動についての新しい概念や移動手段、より効果的な経営手法、旅行行動のソフトや保証のイニシヤチブだろう。さらに、この産業の真の影響は、丁寧指標を作成し、それを定期的に測定して初めて、理解できるものとなるだろう。社会的な面において交通産業は、ヒューマントラフィックや、児童労働などを防止するのに有効な特別な立場にある。

次に交通産業が行っている主な活動を列挙する。観光客は、航空会社の安全の記録を基準に航空券

を購入することから，20社すべてが，事故事前防止プログラムを通して安全や健康に関するCSR活動を報告している。交通産業は，当然のことながら事故を防ぎ，常に安全対策や事故時点での管理システムを実施している。それと同時に従業員の心身の健康やすこやかな生き方を助ける活動に従事している。このような活動は，従業員への医療サービスやオンラインの健康診断，健康的な生き方を進めることなどである。また，正確な報告システムや，従業員の訓練は，危険について察知することや，事故への対処になくてはならないことである。クルーズ産業は，食品やその他の衛生面で起こりうる病気を防ぐために企業内で扱う食品や製品などの流通網を精査している。水準や方法，技術やITによる解決法とともに，研究機関や産業組合などとの協力やベストプラクティスを産業内で共有することが，従業員と顧客を守るために必要となってくる。

この報告書では，調査した交通産業のうち，95%が空気汚染や水質汚染、や騒音を減らすことに投資しているとある。ある会社は，日常の業務を超えて，より環境にやさしい自動車の使い方や二酸化炭素を減らすための従業員向けカーシェアリング，カーシェアリング会社の紹介などを行っている。

多くの航空会社が騒音を減らすために，努力しており，ICAO（世界民間航空機関）の最高水準にしたがって旧式の航空機の機体を新しいものに取り換えていっている。また，多くの航空会社が，CITIESとIATA（国際民間航空機関）とともに，不法な野生生物や野生動物の移動禁止に協力している。鉄道会社は，静かな電車や，居住区近辺の線路における騒音防止，騒音の管理にかかる建設設備に投資している。それに対してクルーズ会社は，汚水処理や水質改善に考慮しており，自然環境への悪影響を減らし，自然の生態系を保持しようと努力している。海洋調査を支援するため，調査会社と協力するところもある。これらの活動は，観光業が事業を営んでいく根幹となる自然環境の保護や地域のコミュニティにおける，負の影響を減らすことを目的としている。調査した多くの企業が，水準以上の活動をおこなっており，リーダーシップを発揮していると報告されている。

c. 旅行会社（仲介業者）ー 消費者と事業活動に影響を与える

旅行会社（旅行商品の販売業・ツアーオペレーター）は，観光商品の供給を行うことと潜在的な顧客と観光業を結び付けることを通して観光の需要と供給を担っている。この報告書における旅行会社の調査対象は，20社であり，20万の従業員をもち，1億2,300万ドルの利益をあげている会社を選んでいる。旅行会社等が持続可能な発展に最も貢献できることは，流通過程において持続可能な観光の事業の方針を示し，消費者に持続可能な観光のツアーの選択肢を提供することである。持続可能な事業が増えるにつれて，旅行会社は，持続可能な観光を提供している会社や，責任をもって観光行動をとっている観光客を表彰することもできる。これらは，持続可能性が標榜され始めて，多くの旅行会社が行ってきている。しかし，旅行会社は，従業員や地域における貧困や観光における性的虐待や健康について，情報を発信していないのでこの分野を積極的に行えば，持続可能な開発のCSR活動になるだろうと報告書はまとめている。

報告書で調査された旅行会社のうち、65%の旅行会社が毎日の業務や顧客、事業やサプライチェーンに関することについて報告している、従業員ごとのカーボンフットプリントを減らすために、従業員に公共交通やカーシェアリング、自転車通学を勧めている。また65%の会社が、仲介業者のカーボンフットプリントを減らすよう、仕向けている。そして旅行業者は、その仲介業者に対して、最低限の水準あるいは国際基準の順守など、明確な行動規範を示している。それらを守らなかった場合に契約を打ち切ることもあり持続可能な行動を促す梃にもなっている。また、旅行会社が利用しているホテルを監視して持続可能な行動を促しているところもあるという。このようにして、旅行会社は、顧客を、持続可能な観光を行っている企業にひきよせることができるそうだ。

さらに、報告書では、65%に企業が持続可能な観光を顧客に知らせることで情報を拡散していると述べている。このような、気候変動やグリーンホリディ、観光の社会的な影響、観光の自然への影響など認知度を上昇させる企画が、顧客に持続可能な商品を求めさせ、カーボンフットプリントを減らすように仕向けることができる。このような教育的な一面が、観光商品だけでなく他の商品に関しても、顧客に持続可能な選択をさせるという意味で、大切なのである。

また、60%の旅行業者が、基本的なエネルギー源について報告している。エネルギー源を報告することは簡単だが、ほとんどの企業が、使用しているエネルギーの量について報告していない。一企業のみが2010年から2016年までに54%のエネルギーを節約したと回答した。旅行会社は、宿泊業や航空業に比べると二酸化炭素を排出していないが、今まで使用していた電化製品を省エネのそれに変えて、より効果的な製品を購入するだけでも、進歩できる。パッケージツアーにおけるCO2削減は、観光客にサービスする宿泊業や交通業にも伝播する。

60%の旅行業者が、顧客の予約行動におけるより持続可能な選択肢を提供している。例えば、ある旅行業者は、アマゾンから北極までの旅行商品において25%のカーボンオフセットを行っている。他の旅行会社では、サーチエンジンで、複数の旅程における環境不可を比較させることによって、より環境に負荷の少ない選択と責任ある旅行行動を促すインセンティブを顧客に与えている。持続可能な観光商品が期待される中で、旅行業者は、前述した観光商品を勧め、持続可能な旅行商品の供給者となることができる。なぜなら、彼らは、顧客により責任ある決断をしてもらうためのバリューチェーンの情報を拡散しているからだ。さらに、調査された旅行業者の60%が、顧客の参加や顧客との関係について報告している。交通業や宿泊業などのサービス提供者と比べて、旅行業者は、顧客の旅行における活動の全体を見渡すことができる。調査したほとんどの会社が顧客からのフィードバックをもらっており、2社は、持続可能な点についてのフィードバックも集めている。このようなことから、旅行業者は、持続可能な観光について顧客から、さまざまな情報を集められる立場にもある。

IV. 沖縄島北部地域(世界自遺産地域)の電気バス・エコツーリズム事業

前章まで、観光事業者がSDGsに、どのように貢献してきたかについて述べてきた。前述した旅行

会社のSDGsへの貢献としては、さまざまな持続可能な取り組みを顧客に拡散することがあげられていたが、ほかにも、持続可能な観光を推進する取り組みを行っている旅行業者がある。ここでは、沖縄県北部、世界自然遺産地域において、一旅行会社が電気バス事業をはじめるとあって、持続可能な観光をすすめる目的で、地域における持続可能な観光を推進するための自主ルール作成をした。以下、その経緯と意義についての事例を紹介する。

a. 沖縄県北部やんばる（世界遺産）地域の概要

沖縄県北部（ヤンバル）は、2021年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄県北部、西表島、世界自然遺産」に登録された。2022年12月時点で、沖縄県の観光は、依然コロナ禍であるが少しずつ、回復してきている。今後、世界遺産に選ばれた沖縄県北部は、観光客がより一層、増える可能性がある。観光客の増加をふまえて、沖縄県や観光産業は、世界遺産地域にふさわしい持続可能な観光地づくりを模索し始めている。

沖縄県北部に位置するヤンバル（山原）地域は、名護市、本部町、大宜味村、東村、国頭村、恩納村を含んだ地域である。ヤンバルは、沖縄県の中でも、自然がより豊かに残されており、海や森林の美しい地域となっており、観光客や地元客が多く訪れる場所である。特に世界遺産地区に指定された、ヤンバル北部、「やんばる三村」であるともいわれる、大宜見村、東村、国頭村は、生物多様性にめぐまれ、日本の鳥類の65%、両生類の50%が分布し、ヤンバルクイナやイシカワガエルのような絶滅危惧種が存在する。この地域は、2018年に、国立公園に指定され、2017年、2019年と2度にわたって世界自然遺産登録に応募したが登録されずに、沖縄県や関係者は長期間、懸念していた経緯がある。2021年に晴れて「奄美大島、徳之島、沖縄北部西表島、世界自然遺産」として登録された。

ヤンバル北部には、美しい自然があるが、いくつか課題もある。まず外来種の問題だ。1920年代に国の政策で、ハブを除去するために東南アジアからマングースが持ち込まれた。多産のマングースは急激に増え、ヤンバルクイナを代表とする現地の生物を捕食するようになった。1970年あたりからの環境意識の高まりや環境省や沖縄県自然保護課、地元自治体の努力により、現在では、マングース捕獲、駆除に成功し



図2 やんばる三村（大宜味村, 国頭村, 東村）²

ている。しかし、他にも生物についての課題がある。それは、外来者による希少生物の捕獲である。先に述べたように、ヤンバルは、生物の多様性に富んでおり、珍しい両生類や昆虫が多々、分布しているため、それらを探しに、個人や、組織的に捕獲する業者が、毎日のようにこの地域に訪れている。沖縄県自然保護課は、地域の自治体の協力とともに、その摘発を行っているが、あまり、効果を上げることが難しいとっている（パーソナルコミュニケーション、沖縄県自然保護課、2020年9月4日）。

世界自然遺産であるヤンバル北部には、もうひとつ社会的な課題がある。それは、ヤンバル三村であるところの国頭村、大宜味村、東村の共同体が、観光開発や、自然保護について、個別に取り組んでいるが、未だ、まとまって取り組んでいないことである（パーソナルコミュニケーション、林業組合、沖縄県自然保護課、2020年9月5日）。2021年2月には、ガイドネットワーク事業が終わり、島嶼の目的が果たされないまま、解散した。観光地（デスティネーション）は、観光客の立場からすると、一つのデスティネーションとしてまとまったイメージとして受け取られる。世界自然遺産地域であるヤンバル北部は、市街地化かつリゾート化されたヤンバル南部に比べても、手つかずの自然が残された特別な地域であるため、このヤンバル北部の山村が今後、どのように一つのイメージとしての観光商品を形作り、発信できるかが持続可能な観光地となるかどうかの鍵となるであろう。

世界自然遺産登録を機に、持続可能な観光へ向けての動きもある。沖縄県自然保護課は、新型コロナウイルス蔓延による、遅れもあったが、2020年の8月より、世界自然遺産地域振興モデル事業として、世界自然遺産登録をみすえてのブランド事業を起こした。その事業では、地域マネジメントの自主ルール作成と電気バス事業を含んだ自然保護の強化策、ヤンバルのブランドとなるロゴ作成（地元や沖縄県全体を対象としたコンテスト）、物産の開発（ヤンバルの廃鶏を利用した料理の提供）、観光事業（星空ツアーの開発）などがある（世界自然遺産地域振興モデル事業 事業報告書、2021）。

b. 電気エコツアーバスの自主ルール（SDGsを基本とした観光地基準：GSTC-Dを基に）

沖縄県自然保護課職員と一旅行会社（ヤンバル電気バス事業者）の職員と筆者は、2020年8月から12月までの5か月間、会合を重ね、当旅行者が作成した表をもとに、世界自然遺産登録をみすえた地域の自主ルールづくりにとりくんだ。そのもととなったのが、SDGsをふまえた世界的に展開している持続可能な観光指標を構築する組織のGSTC（世界持続可能観光協議会）による観光地の指標（GSTC-D）である。GSTCは、最も早くから観光の分野で持続可能性指標の設定と普及に取り組んでいるNGOのひとつである。2008年にUNWTO（国連世界観光機関）のもとで、UNEP（国連環境計画）、国連財団、レインフォレスト・アライアンスなどの援助を受けて設立された。GSTCは、世界中から134の団体会員で構成され、NPOが23団体、認証団体が21、コンサルタント会社が18団体、ツアーオペレーターや運送業者が16団体となっている。また、国別にみると、ヨーロッパが34%、北米が22%、アジアが20%、ラテン・アメリカ・カリブ海が13%となっている。会員は2015年から、世界

的な観光客の増加や2017年の「持続可能な開発のための観光国際年」を受けて、急激に増えており、日本の官公庁も2020年に加入している。

GSTCは、持続可能な観光のために、その世界水準を考案し、GSTCクライテリアという指標をまとめている。GSTC基準には2つあり、一つがGSTCデスティネーション基準で、政策立案者や地域の観光計画策定者のためのものである。もう一つが、GSTCインダストリー基準で、ホテルや旅行会社など観光関連業者向けのものがある。(GSTC 2022)。それらは4つに分かれており、(A)持続可能な管理、(B)社会経済、(C)文化、(D)自然環境、がある。ヤンバル地域の自主ルール作りは、このGSTCの基準をもとに作成された。表1から表4にあるように、右側にGSTCの基準を、その次に該当するSDGsが列挙されているが、その左に新たな欄をもうけ、ヤンバル北部の自主ルールの下書きを作成した。筆者と沖縄県自然保護課の旅行社の職員は、何度も協議を重ね、下書きをもとに、沖縄県自然保護課がルールを精査し、最終的には環境省が、「沖縄県北部の林道を走る電気エコバスツアー事業のための自主ルール」として訳50個のルールを監修して、電気エコツーリズムバス事業が発売した(図3)。以下、表1、表2、表3、表4にルール作成のプロセスの抜粋を示す。



図3 電気エコバスツアー（筆者撮影）

表1 GSTC-Dを基本にしたルール作成のプロセス 持続可能なマネジメント

GSTC 地域基準 確認作業				
基準	評価指標	対応するSDGs	自主ルール提案（筆者）	特記
セクションA:持続可能なマネジメント				
A(a)マネジメントの組織と枠組み				
A1 地域マネジメントの責任 官民と市民の参画の下で、連携して持続可能な観光を推進することに責任を持つ組織、部局、グループや委員会を組織していること。これらの管理組織は、社会経済、文化、環境に関する課題への対応に責任を持ち、監督及び実行する能力を有していること。同組織は、十分な資金を有し、地域マネジメントを実行するにあたり、多様な組織と連携し、十分な人材（持続可能性の分野で経験を有する人材を含む）を有し、運営や経済活動における持続可能性と透明性の原則に従っていること。	a. 管理組織の構成と責任について明記した文書を作成していること b. 現在及び将来の財源を明記した資金計画と予算があること c. 他組織との連携や協働に関する記録を有すること d. 正規雇用・契約雇用の職員が適切な職務経験を持つことを示す記録を有すること e. 運営や契約締結に際し、持続可能性の原則や透明性への理解に沿ったガイドラインや手順を有すること	16, 17  	a. 事業者は、管理組織の構成と責任について明記した文書を作成すること。 b. 事業者は、現在および将来の財源を明記した資金計画をたてていること。 c. 事業者は、他の事業者や自治体やNPOと連携や協働することを必須とし、それらに関する記録をつけること。 d. 事業者は、正規雇用者や契約雇用者が職務に当たって職務経験を持つことを示す記録を有すること。 e. 事業者は、事業の運営や契約締結に際し、持続可能性の原則や透明性への理解に沿ったガイドラインや手順を有しておくこと。 事業者は、持続可能な観光を行う目的で、自治体や住民に事業の状況を報告する組織をつくり、状況を報告する会をもうけること。	
A2 地域マネジメント戦略と実行計画 複数年にわたるマネジメント戦略と実行計画を策定し、実施していること。それらは公開され、地域の規模に見合っており、ステイクホルダーとの協議により、持続可能性の原則に従って作成されていること。戦略には、観光資産（観光名所・観光スポット、ホテル等）の特定、評価が含まれ、社会経済、文化、環境に関する課題やリスクを考慮していること。この戦略は地域におけるより広範囲の持続可能な開発指針・取組に関連し、影響を与えていること。	a. 現行の地域戦略・取組を公表していること b. 戦略・計画を明確に示し、オンラインで公表していること c. 計画策定に際しては、ステイクホルダーとの協議や会合等の記録を有すること d. 戦略・実行計画に、持続可能性の原則への言及、観光資産、課題やリスクの評価に関する項目があること。 e. 戦略・実行計画に、SDGsの達成を含む、より広範囲の持続可能な開発指針に戦略及び実行計画を具体的に記載していること	17 	a. 事業者は、地域における事業の戦略や取り組みを随時、公表すること。 b. 事業者は事業の戦略や計画を明確に示し、オンラインで公表すること。 c. 事業者は、事業の計画策定に際して、その事業にかかわるステイクホルダーとの協議や、会合等の記録を有すること。 d. 事業者は、事業の戦略や実行計画に持続可能性の経済・社会・文化に関する持続可能性への言及、観光資産の保全・活用や課題やリスクの評価に関する項目をもうけること。 e. 事業者は、その戦略や実行計画に、SDGsの達成を含む、より広範囲の持続可能な開発指針に戦略及び実行計画を具体的に記載すること。	
A3 モニタリングと成果の公表 観光に起因する社会経済・文化・環境に関する課題や負荷を定期的にモニタリングし、対応する仕組みを構築していること。取組やその成果を定期的に調査、評価、公表していること。モニタリングの仕組みも定期的に見直しをしていること。	a. 低調化できる社会経済・文化・環境に関する指標や目標を具体的に示していること。 b. これらの指標に沿って計測をし、少なくとも毎年結果を記録し、公表していること。 c. 取組とその成果の報告とモニタリング実施の記録を書面で有すること d. モニタリングの仕組みの見直しについて、過去の検証と今後の計画を策定していること	12 	a. 事業者は、事業に起因する社会・文化・環境に関する課題や負荷に関する指標やそれを是正する目標を具体的に示していること。 b. 事業者は、これらの指標に沿って計測をし、少なくとも毎年、結果を記録し、公表すること。 c. 事業者は、bにおける成果の報告とモニタリング実施の記録を書面で有すること。 d. 事業者は、現在行っているモニタリングの仕組みにおける見直しについて、過去の検証と今後の計画を策定すること。	

表 2 GSTC-D を基本にしたルール作成のプロセス 社会経済のサステナビリティ

セクション B: 社会経済のサステナビリティ			
B(a) 地域経済への貢献		自主ルール提案	
<p>B1 観光の経済的効果の計測</p> <p>観光による地域経済への直接的・間接的な経済効果を定期的に計測し、結果を公表していること。来訪者数、消費額、雇用、投資及び経済利益の分配等を適切に計測していること。</p>	<p>a. 経済データの収集についての取組を行っていること。 b. 地域における観光の直接的・間接的な経済効果についての年次報告書があること。 c. 地域における経済効果を含むデータ（来訪者数、消費額、雇用、投資、経済利益の分配等）があること。</p>	<p>9、8、1</p>   <p>a. 観光事業者は、事業の売り上げや利益、地域の自然や文化の保全にあてられる金額を役場の HP やニュースレターの掲載すること。また、全体の観光事業における自社の貢献度をパーセンテージで示すこと。 b. 観光事業者は、やんばる地域における事業の直接的、間接的な効果（文化的・社会的・自然環境）について明記した年次報告書を作成すること。 c. 観光事業者は、事業の経済効果（来訪者数、消費額、雇用、投資、経済利益の分配など）のデータを作成し、自治体や住民に開示すること。</p>	<p>ニュースレターのような形で公表しては？役場の HP など。公開することに異議なし。公開するデータは精査する</p>
<p>B2 ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と雇用機会</p> <p>観光に関する雇用機会の提供や大種の実施を促進し、支援していること。地域の観光事業者は、あらゆる人に対して、地域での平等な雇用機会や研修・昇進・安心で安全な労働環境、生活賃金を提供する取組を実施していること。</p>	<p>a. 適切な技能研修プログラム/コースを地域で提供して売ること。 b. 観光事業者はディーセント・ワークと雇用機会の提供に対する取組を書面で示していること。 c. 女性、若年者、少数民族、障がい者を含む地域住民に対して研修や雇用機会の提供を推進していること。 d. 労働条件を監視し、苦情に対応する体制を整えていること（労働組合の関与等）</p>	<p>8、4、5、10</p>     <p>a. 事業者は、事業に関する適切な技能研修プログラムやコースを地域で提供すること。 b. 事業者は、ディーセント・ワークと雇用機会の提供に対する取り組みを書面で示すこと。 c. 事業者は、女性、若年層、障害者等を含む地域住民に対して研修や雇用機会の提供を推進すること。 d. 事業者は、労働条件を監視し、労働者の苦情に対応する体制を常に整えておくこと（労働組合が組織されていれば、要求に応じていつでも話し合いの機会をもうけること）。</p>	<p>人財育成も絡む話。雇用機会を平等に与えていますか？という確認する場が必要ではないか。厚生労働省が実施しているアンケートを模倣して策定しては？会社目線か、地域（外向け）か</p>

表 3 GSTC-D を基本にしたルール作成のプロセス 文化




セクション C: 文化的サステナビリティ			
C(a) 文化遺産の保護		自主ルール提案	
<p>C1 文化遺産の保護</p> <p>建築物や景観等の文化遺産を評価、修復及び保全する方針と体制を整えていること。</p>	<p>a. 脆弱性の評価と表示を含む、文化遺産のリストを有すること。 b. 文化遺産の修復や保全の取組を行っていること。 c. 観光事業からの収益を活用した文化遺産の保全を支援するための仕組みを構築していること。</p>	<p>11</p>  <p>a. 観光事業者は、やんばるの観光に関する自治体を含むステイクホルダーと協力して、やんばるの建築物や景観などの文化遺産のリストを作成・整理し必要に応じて修正し、活用すること。 b. 観光事業者は、やんばるの文化遺産を特定しガイドに周知させ、ツアーに組み込み、その管理（修復や保全）を適宜、行うこと。 c. 観光事業者は、やんばるの観光に関するステイクホルダーと協力し、ツアーに組み入れている文化遺産の状態を定期的に報告し、保全のための基金をつくり、適宜、必要な提言をすること。</p>	
<p>C3 無形遺産</p> <p>地域の伝統、芸能、音楽、言語、食文化等を含む、地域の特性や独自性を表す無形文化遺産の振興・保護を行っていること。現存の文化・伝統の表現、復元、解釈を慎重にかつ敬意をもって行っていること。また、地域コミュニティと連携して、地域に便益をもたらし、来訪者に地域ならではの本物の体験を提供していること。</p>	<p>a. 無形文化遺産を特定し、リスト化していること。 b. 無形文化遺産の振興や来訪者体験の推奨に関する事例（催事、独自性のある文化等）があること。 c. 無形文化遺産を基にした来訪者体験の開発、提供をするに際して、地域や先住民コミュニティの参画に関する記録を有すること。 d. 無形文化遺産に関する体験の提供について、来訪者や地域コミュニティからフィードバックを得ていること。</p>	<p>11、12</p>   <p>a. 観光事業者は、やんばるの観光に関する自治体を含むステイクホルダーは、やんばるの無形文化遺産のリストを作成し、定期的に見直し、修正を行うこと。 b. 観光事業者は、やんばるの伝統的集落景観を形成する自然文化遺産（炭焼き窯、猪垣、福木並木、サンゴの石垣）、無形文化遺産（藍染の行程、共同売店、祭りや行事<シヌグやウンガミ>など）を含めた来訪者向けの地図や年間スケジュール表を作成しツアーを企画すること。 c. ツアーや年間スケジュール表を作成したら、来訪者に参加してもらう前に、住民にも参加してもらい、ツアーの箇所や年間スケジュール表、ガイドの説明内容に関する意見収集を行うこと。 d. 有形文化遺産や無形文化遺産のツアーに参加後、参加者にアンケート調査を行っていただく。</p>	

表4 GSTC-Dを基本にしたルール作成のプロセス 自然環境

セクションD: 環境のサステナビリティ 9/4(金) ここから確認				
D(a)自然遺産の保全	GSTC	自主ルール提案	特記	
D1 配慮が必要な自然環境の保護 観光による自然環境への影響を監視・計測し、対策を講じていること。生態系、生育地、生物種を保護し、侵略的外来種の移入拡大を防ぐための体制を整えていること。	a. 種別や保全状態、脆弱性を示した自然的な場所と資産のリストを作成していること。 b. 生物多様性や自然的な場所を保全する取組を行っていること。 c. 侵略的外来種の根絶や管理の取組を行っていること。 d. 生物多様性と自然的な場所への観光による負荷を特定、監視、軽減する取組を行っていること。 e. 観光事業からの収益を活用した、自然遺産の保全を支援する仕組みを構築していること。 f. 外来種拡大の抑制について来訪者や事業者と情報共有していること	14, 15  	a. ガイドは、大国林道に存在している生物（動物や昆虫）の種類や保全状態を示したリストを保持していること。 d. 大国林道で観光事業を行う業者は、侵略的外来種の根絶や管理にかかわること。 c. ガイド一人当たりにつき、観光客は8名以下とする。 e. 観光事業者や自治体が、やんばるの自然遺産を題材にして商品を生産した場合は、その一部（売り上げの5%以上）が自然遺産の保全を支援することに使われる。 f. 外来種拡大の抑制についての情報を指定された場所（おおきみ道の駅）で情報共有する。	共同企業体としての活動 草刈活動 e. 沖縄県・環境省 マングース駆除 c. ヤンバルクイナ保護活動（長嶺先生） ロードキル防止活動 b. d. ここがポイントバスの速度制限、運行本数をどうするか（運行時間帯、本数：ヤンバルクイナの活動に合わせて） e. 機内販売での収益（エコバックなど） f. ツアー参加者への事前学習に入れ込む
		D2 自然的な場所における来訪者の管理 自然的な場所やその周辺において来訪者を管理する体制を整えていること。それは、地域の特性や受入可能な人数、自然的な配慮を勘案し、来訪者の流れの最適化や環境負荷の最小化に努めていること。特に配慮を必要とする場所においては、来訪者、ツアーオペレーター、ガイドに対して、事前及び来訪時に行動ガイドラインを周知していること。	a. 自然的な場所における来訪者の流れとその負荷をモニタリングし、結果を地域内で共有していること。 b. 自然的な場所やその周辺で、観光による負荷を管理、軽減する取組の記録を有すること。 c. 特に配慮を必要とする場所における来訪者の行動ガイドラインを作成・周知し、遵守の状況を定期的に調査していること。 d. 自然的な場所における来訪者管理について、ツアーオペレーターやガイドに向けた行動基準等を有すること。 e. 観光に関連する環境リスクを特定し、それを軽減する対策を講じるために地域の保全組織と協働していること。 f. ガイド向けの研修を提供していること。	14, 15  
D3 野生生物との関わり 野生生物の取扱いに関する条例、法律及び国際法や国際基準を遵守する体制を整えていること。自由に移動する野生生物の取扱いに関しては、累積的な負荷を考慮にいれたうえで、当該動物や自然環境下での個体群の生存能力や神津尾への悪影響を回避するために責任をもって管理していること。	a. 野生生物の取扱いについて、地域で適用される国際法、法律及び命令を参照していること（法令名、施行日） b. 海洋及び陸上の野生生物種の観察に関する国際基準に即していること。 c. 国際基準に即した観察を含む野生生物の取扱いに関する行動規範を周知していること。 d. 観光事業者に対する規制や行動規範の遵守をチェックする体制を整えていること。 e. 野生生物と関わりがある地域においては、野生生物が健全な状態であるかを監視し、脅威を最小限にする取組を行っていること。 f. 接触や餌やり等の野生生物にとって有害な関わりについて来訪者に情報を提供していること。	14 	a. ガイドは、事業者は、野生生物を路上で見つけた場合は、保護し、路上から撤去し、 d. 大国林道で観光事業を行う業者は、侵略的外来種の根絶や管理にかかわること。 c. ガイド一人当たりにつき、観光客は8名以下とする。 e. 観光事業者や自治体が、やんばるの自然遺産を題材にして商品を生産した場合は、その一部（売り上げの5%以上）が自然遺産の保全を支援することに使われる。 f. 外来種拡大の抑制についての情報を指定された場所（おおきみ道の駅）で情報共有する。	環境省が主管 d. はJISでも実施可能。

V. おわりに

本稿では、SDGs と観光との関係について、UNWTOの報告書「Tourism and the Sustainable Goals, Journey to 2030」より、主に観光業がもたらすSDGs への貢献についてまとめ、沖縄県の旅行業者が、電気バスによるエコツーリズム事業を始めるにあたっての、地域の持続可能な観光を推進する自主ルール作成の概要を述べてきた。観光業とSDGs との関係については、宿泊業、交通業、旅行業が、SDGs を日々の業務で意識し、取り組んでいることが把握できた。例えば、宿泊業では、多くの企業が空気や水、騒音などにおいて、公害を減らすこと尽力し、二酸化炭素や水、危険な化学物質のモニタリングを行い、持続可能な観光を推進するために、エコラベルを使用しているということがわかった。交通業では、航空会社が、騒音軽減のために旧式の航空機を新しいものに変えたり、鉄道会社も電車や居住区周辺の線路設備の改良を行ったりしている。また、クルーズ会社も汚水処理や水質処理、海洋調査に尽力している。さらに、より環境にやさしい自動車の使い方や二酸化炭素を減らすための従業員向けカーシェアリング、カーシェアリング会社の紹介を行っているところもあった。交通業では、ヒューマントラフィックングに対する貢献も、これからより以上に期待されている。旅行業では、従業員ごとのカーボンフットプリントを減らすために、従業員に公共交通やカーシェアリング、自転車通学を勧め、仲介業者のカーボンフットプリントを減らすようにしている。そして仲介業者に対して、最低限の水準あるいは国際基準の順守など、明確な行動規範を示し、それらを守らなかった場合に契約を打ち切ることもある。また、旅行会社が利用しているホテルを監視して持続可能な行動を促しているところもあるので、旅行会社は、宿泊業や観光業など広く観光事業に、持続可能な観光を促すことができることが明らかになった。

ヤンバルの自主ルール作成においては、沖縄県と旅行会社が世界遺産登録を契機に協働し、率先して、電気バスを導入してエコツーリズムを計画したこと、ならびに、地域の観光開発におけるルール作成をSDGs に沿って構築されたGSTC-D に沿って整備したことが、SDGs に即した活動となっている。そして、ここでも、旅行会社が、ヤンバルの観光事業全体に持続可能な観光をゆきわたらせる大きな役割を果たしていることが、判明しただろう。

ヤンバル三村では、環境省や沖縄県が中心となって自然保護に取り組んできているが、こと観光に関しては、それぞれの村の観光協会にゆだねられており、三つの村が完全に一丸となって取り組んでいるとは未だ、いいがたい。世界自然遺産に指定されたヤンバル三村（大宜味村、国頭村、東村）は、観光客の目から見ると、一つのまとまったデスティネーションである。よって、地域全体でイメージを確立しブランドを育てていくことが求められ、将来的には、DMO (Destination management Organization) などの全体を包括して地域のメッセージを発信していく機関が必要となってくるであろう。日本におけるDMO の設置は、2014 年ごろから様々な場所で急速に増加している。

この調査を通して、観光とSDGs との関係をより理解することができ、観光事業が地域でできることが、明らかになった。これらの歩みをみることによって、世界自然遺産のヤンバルでも、他の世界

自然遺産地域における持続可能な観光への取り組み事例を学び、最大限にとりあげ、独自の仕組みを構築していくことが期待される。

注

¹ Tourism and the Sustainable Development Goals -Journey to 2030, (2018), UNWTO, UNDP, pp.40-49

² やんばる生物自然保護センター,うふぎー自然館, やんばる三村 (2022) ,<https://www.ufugi-yanbaru.com/yanbaru/3village> (2022,12,31 閲覧)

参考文献

S. Pike, (2032), Destination Marketing, Essentials, 3rd Edition, Routledge

高橋一夫, 『DMO 観光地経営のイノベーション』, (2015), 学芸出版社

GSTC, About GSTC, Global Sustainable Council (GSTC), <https://www.gstcouncil.org/about/> (2022,12,31 閲覧)

沖縄県, 『令和2年度世界自然遺産地域振興モデル事業 業務報告書』 (2021)